

公 告

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項の規定により、市有財産売却に係る入札に参加する者に必要な資格、入札の場所及び日時その他入札について必要な事項を別紙「市有財産売却のご案内【令和7年度第1回一般競争入札】」のとおり公告する。

令和7年(2025年)9月3日

真庭市長 太 田 昇